

受益者負担の見直し方針「算定根拠の明確化」について

1 使用料の原価に算入する経費

公の施設に係る経費には、施設の建設費（減価償却費含む）や維持管理運営費など、様々な経費があります。このため、使用料の基準を設定する際には、受益者負担の在り方について十分検討し、適正な経費の範囲を定める必要があります。

こうした各種の経費のうち、公費で負担する範囲と、受益者負担とする範囲は、行政コスト計算書や「戸田市 公共施設中長期保全計画」等の考え方に沿うこととします。

○公費で負担する範囲 【原価対象外構成項目】

費 目	理 由
土地取得費用	土地は、将来にわたり資産価値が残ることから適切でない。
災害等により要した経費	地震、火災、水害、事故等により発生した経費は、本来の施設管理運営に係る経費とは異なることから適切でない。

○受益者負担の範囲 【原価構成項目】

費 目	内 容（算入経費）	
施設の管理運営に係る経費	人の経費	職員人件費※1 その他人件費（報酬、共済費、賃金）
	物の経費	消耗品費、維持補修費、施設設備費※2、減価償却費※3、その他（燃料費、光熱水費、印刷製本費、備品購入費）
	その他経費	業務費（報酬費、旅費）、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料
	業務関連費用	公債費※4

※1 職員人件費…給与のほか、共済組合負担金、退職手当負担金を含み、全職員の平均単価から算出。

※2 施設設備費…平成26年3月策定の「戸田市公共施設中長期保全計画」に基づき算出。この計画に記載のない施設については、予防保全と長寿命化に係る経費を見込んで、使用料算定の経費にしていく。

※3 減価償却費…建物等の減価償却費の当該年度分

※4 公債費…当該年度に返済した公債費の利払分（土地取得費用に係るものを除く）

2 算定方法

使用料原価の算定に当たっては、機能によって、「1時間・1㎡当たり」と「1人当たり」の算定方法があります。

(1) 1時間・1㎡当たりの原価×貸出面積から使用料を算定する方式

■適用：会議室等のように、ある一定の部屋（区画）を貸切で使用する場合

$$1 \text{ 時間} \cdot 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの原価} = \frac{\text{施設の管理運営に係る経費}}{\text{延床面積} \times \text{年間利用可能時間}^{*1}}$$

※1 年間利用可能時間 = 年間利用可能日数 × 1日当たりの利用可能時間

(2) 1人当たりの原価から算定する方式

■適用：プールやトレーニング室のように、ある一定の部屋（区画）を不特定多数の個人が同時に利用するような施設

$$1 \text{ 人 当 たり の 原 価} = \frac{\text{施設の管理運営に係る経費}}{\text{年間利用者数}^{*2}}$$

※2 年間利用者数については、利用可能な人数を基に算定した場合と実績を基に算定した場合とでは大きな乖離が生じる可能性があるため、適正な稼働率を考慮する必要がある。